

事業者向け省エネ促進事業 業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

事業者向け省エネ促進事業の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

事業者向け省エネ促進事業業務委託仕様書による。

3 契約上限額

992,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

4 委託期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

5 参加資格要件

- (1) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
 - (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
 - (5) 県税に未納がないこと。
 - (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
 - (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
 - (8) 事業者に対し、省エネ等の取組方法をはじめとする温室効果ガス排出量削減対策の情報提供や普及啓発活動等の実績があり、具体的・実践的なノウハウを有する者。
 - (9) 特定の事業者の製品や、特定の事業者の工事等を推奨することなく、客観的かつ公平な観点から情報提供、アドバイス・コーディネート等を行える者。
- ※ なお、上記条件を満たす範囲内で、複数の団体が共同で事業を実施すること、外部の専門家・有識者等と連携して事業を実施することも可能とする。

6 企画提案協議実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 実施公告 | 令和4年4月19日（火） |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出締切 | 令和4年4月25日（月）正午 |
| (3) 事前説明会 | 令和4年4月26日（火） |
| (4) 質問等の締切 | 令和4年4月28日（木）午後5時 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和4年5月13日（金）午後5時 |
| (6) プレゼンテーション | 令和4年5月18日（水） |
| (7) 審査結果の通知 | 令和4年5月下旬（予定） |

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の実施

日 時 : 令和4年4月26日(火) 午後3時から

場 所 : 宮崎県庁7号館2階 環境森林部会議室

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書(別紙1)を提出すること。なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

- ① 提出先
下記12を参照
- ② 提出期限
令和4年4月25日(月) 正午
- ③ 提出方法
FAX又はE-mail

(2) 企画提案書の提出

- ① 企画提案書の内容
本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。
- ② 提出書類
 - ア 企画提案書(原本1部、コピー4部)
 - ・提案する企画案は、1案のみとすること。
 - ・書式は様式任意、A4版(一部A3版を折り曲げても可)とし、ページ番号を挿入すること。
 - ・企画提案書には以下の内容を記載又は添付すること。
 - (ア) 企画内容
 - (イ) 実施計画(スケジュール)
 - (ウ) 業務実施体制
 - イ 業務見積書(1部)
 - ・宛先は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
 - ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
 - ・内訳は、税抜き表示を基本とすること。
 - ウ 誓約書(1部)
 - ・別紙2により提出すること
 - エ 会社概要(1部)
 - ・法人または団体の概要、定款等(既存資料)
 - (ア) 法人の場合: 定款、事業年度終了後、所轄庁に提出している書類のうち、前年度の事業報告書、収支計算書及び役員名簿
 - (イ) 団体の場合: 団体規約等上記、法人に準ずる資料(事業報告、収支決算計算書、役員名簿等)
 - ・業務実績(任意様式)
- ③ 提出先
下記12を参照
- ④ 提出期限
令和4年5月13日(金) 午後5時(必着)
- ⑤ 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)
- ⑥ 留意事項
提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) プレゼンテーション

日 時 : 令和4年5月18日(水) 午前10時から

場 所 : 宮崎県庁7号館2階 環境森林部会議室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式とし、1者あたり説明15分、質疑10分の計25分とする。(プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。)

(4) 質問等

企画提案協議及び業務委託仕様書についての質問は、質問書(任意様式)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和4年4月28日(木)午後5時

③ 提出方法

E-mail

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案協議事前説明会に参加した全ての者に電子メールで通知する。(質問者名は公表しない)

(5) 審査項目

① 業務実施体制

・本業務を適正に執行できる体制となっているか。

② 業務実績

・類似する業務(省エネに関するセミナーや見学会の企画)の経験・ノウハウを本業務に活用することが期待できるか。

③ 実施方法等

・効果的な周知方法を検討しているか。
・具体性のある提案内容となっているか。
・事業者の興味を引く内容となっているか。
・仕様書の業務内容以外の特徴的な取組があるか。

④ スケジュール

・無理のない計画となっているか。

⑤ 見積額

・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(7) 審査の通知

令和4年5月下旬(予定)に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

② 提案書を期限までに提出しないとき

③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき

⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) (8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等を協議し、合意に達したときは、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出先及び問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県 環境森林部 環境森林課 ゼロカーボン社会づくり担当（担当：野口）

電話番号 0985-26-7084

FAX番号 0985-26-7311

E-mail kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp